



長野県報

11月9日(月)
令和2年
(2020年)
第154号

目次

告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地
変更の届出(保健・疾病対策課) 1

保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課) 2

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課) 2

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 3

公告

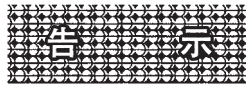
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) 3

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課) 4

建設業法に基づく処分(建設政策課) 5

開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課) 5

警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施(2件)(生活安全企画課) 5



長野県告示第548号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和2年11月9日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
訪問看護ステーションほのか 佐久市臼田61-4フォーブル白樺102 号室	訪問看護ステーションほのか 佐久市臼田83-1	平成28年4月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第549号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月9日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市大字若槻東条字蚊里田1336から1340まで、1341の1、1341の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第550号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月9日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

飯田市南信濃木沢594の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県佐久建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年11月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月9日

長野県佐久建設事務所長 中田英郎

1 道路の種類 県道

2 路線名 下仁田白田線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市白田字城下37番の12地先から 佐久市下小田切字横山75番の4地先まで	旧	10.1～17.1 m	0.1870 km
同 上	新	10.1～17.1	0.1870
佐久市白田字城下37番の12地先から 佐久市白田字城下43番の1地先まで	新	12.0～23.0	0.1381

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年11月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月9日

長野県大町建設事務所長 木下昌明

1 道路の種類 県道

2 路線名 白馬岳大町線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市平8975番の1地先から 大町市平8943番の4地先まで	旧	2.7～18.3 m	0.1000 km
同 上	新	8.3～19.3	0.1012

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年11月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月9日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
中野市大字豊津字東川端2520番の1地先から 中野市大字豊津字東川端2519番の1地先まで	旧	17.7~19.7 m	0.0113 km
同 上	新	17.7~18.3	0.0113

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年11月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月9日

長野県大町建設事務所長 木下 昌明

- 1 路線名 白馬岳大町線
- 2 供用を開始する区間

大町市平8975番の1地先から
大町市平8943番の4地先まで

大町市平2657番の243地先から
大町市平2657番の241地先まで

大町市平2657番の317地先から
大町市平2657番の5地先まで

大町市平2595番の36地先から
大町市平2160番の17地先まで

大町市平2160番の1地先から
大町市平2160番の14地先まで

大町市平8040番の36地先から
大町市平8040番の141地先まで

大町市平8040番の422地先から
大町市平8040番の22地先まで

大町市平8040番の11地先から

大町市平8040番の2地先まで

- 3 供用を開始する期日 令和2年11月9日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年11月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月9日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

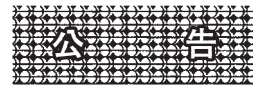
- 1 路線名 箕作飯山線
- 2 供用を開始する区間

下水内郡栄村大字豊栄字宮田2027番の1地先から

下高井郡野沢温泉村大字東大滝字尻玉807番の4地先まで

- 3 供用を開始する期日 令和2年11月9日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年11月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
高井富士ショッピングセンター
中野市松ノ木1236-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
- 3 変更しようとする事項
(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻